

総合評価落札方式入札後審査型における「自己採点方式」の試行について

1 目的

本市発注工事における総合評価落札方式では、平成23年10月に導入した入札後審査型を多くの入札で採用し、入札参加資格や技術提案等に係る審査の一部を入札後に行っています。

現状の入札後審査型では、入札参加者の施工実績の審査はすべて入札前に実施していること、総合評価落札方式の積極的な採用に伴う実施件数の増加などから、入札参加者のみならず発注者にとっても事務負担の増加が課題となっています。

入札参加者・発注者双方の事務負担の軽減を図るため、令和5年12月から入札参加者が作成・提出する「自己採点申請書」に基づき落札候補者を決定し、落札候補者のみにコリンズの工事カルテや設計書などの施工実績に係る資料等（以下「施工実績資料等」という。）の提出を求める「自己採点方式」を試行します。

2 対象工事

総合評価落札方式入札後審査型のうち、特別簡易Ⅰ型、特別簡易Ⅱ型を採用する工事

3 試行開始時期等

令和5年12月1日以降の入札公告案件から土木一式、舗装工事の一部で試行を開始します。

※試行にあたっては、「浜松市総合評価落札方式入札後審査型一般競争入札要領」中、「自己評価申請書」を「自己採点申請書」と読み替えて実施します。

※令和5年度内を試行期間とし、令和6年度以降に順次対象業種を拡大するなど、本格実施とする予定です。

4 概要

- (1) 入札参加者は、入札参加資格確認申請時に従来の「自己評価申請書」に替えて「自己採点申請書」を提出します。この時点では、施工実績資料等の提出は不要です。
- (2) 契約担当課は、入札参加者が提出した「自己採点申請書」と「入札価格」に基づき算定される評価値が最も高い者を落札候補者とします。
- (3) 落札候補者のみ、施工実績資料等を提出します。
- (4) 契約担当課は、落札候補者の「自己採点申請書」と施工実績資料等を審査します。
 - ①審査の結果、自己採点が正しく評価値に変更がない場合は、落札者として決定します。
 - ②審査の結果、自己採点に誤りがあるなど、評価値に変更がある場合は、次のとおりとします。
 - ア 評価値の順位に変更がない場合は、落札者として決定します。
 - イ 評価値の順位に変更がある場合は、評価値が最も高い者を新たな落札候補者とし、(3)に戻り、改めて審査を行います。落札者が決定するまで順次同様の手続きを行います。

5 参考資料

- (1) 総合評価落札方式入札後審査型における「自己採点方式」業務フロー
- (2) 総合評価落札方式入札後審査型における「自己採点方式」Q&A
- (3) 自己採点申請書（様式案）

※通知日時点の様式案のため、今後変更となる場合があります。

6 問い合わせ先（契約担当課）

〒430-8652 浜松市中区元城町 103 番地の 2

浜松市財務部調達課工事契約グループ 電話 053-457-2176